

いじめ防止基本方針

平成28年4月

令和2年9月改定

尼崎市立小園中学校

尼崎市立小園中学校におけるいじめ防止等の基本方針

1 基本方針設置の目的

いじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に向け、いじめ防止対策推進法（H25.9.28 施行）、いじめの防止等のための基本的な方針（H29.3 文科省改定）、兵庫県いじめ防止基本方針（H29.3 県教委改定）を参考にし、本校の基本理念を定め、いじめ防止等に向けた基本的な方針を立て、いじめ防止等の対策を効果的に推進する。

2 基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して施行されなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒一人一人に十分に理解させるものでなければならない。

さらに、いじめ防止等の対策は、被害生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会、関係機関・学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服を目指さなければならない。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

○詳述

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒本人の主観を確認する際に、行為の起こっ

たときの、いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、学級担任が1人で抱え込んだり、特定の教職員のみによる対応ではなく、生徒指導担当者や学級担任、スクールカウンセラー等で構成する「いじめ対応チーム」が十分に機能を果たすなど、組織として確認していく必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが考えられる。

- ※ 冷やかし、悪口、脅し、嫌なことを言われる。
- ※ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ※ わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ※ 金品をたかられる。
- ※ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ※ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる。
- ※ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪、または犯罪と思われる行為、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる、またはその真のある行為等、早期に警察に相談することが必要なものもある。これらは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめ対応チームの構成メンバー

校長 教頭 生徒指導主事 学年生徒指導 養護教諭 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー及び関係教員

5 いじめ対応チームの役割

学校は、組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うための組織として、いじめ対応チームを置く。

○詳述

この組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、

- ① 小園中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ② いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催するなどして情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめの被害生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割などが想定される。

この組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、この組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに、全てこの組織に報告・相談する。加えて、この組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、この組織は、小園中学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校が定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうま

くいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

6 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国のいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺にいて黙認している「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体で、いじめを許さない雰囲気づくりが必要である。

7 教職員の責務

教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、家庭児童相談室、西宮こども家庭センター、警察、その他の関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ未然防止及び早期発見に取り組み、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務がある。

8 学校におけるいじめの未然防止

学校では、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うことがいじめ防止につながると考えられることから、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を図る必要がある。

具体的な対策

(1) 道徳教育の全体計画、及び道徳の時間の年間指導計画の作成

- ① 全ての教科において、教科等の横断的な年間計画を作成し取り組んでいく。
- ② 各学年等の発達段階に応じて、道徳目標を設定し取り組んでいく。
- ③ 道徳の時間の年間指導計画をたてるとともに、本校生徒の現状から重点的に取り組むべき項目について見直しを図りながらすすめていく。

(2) 体験活動の充実

- ① 自分や他人を大切にできる心情を育てるため、1学年での宿泊学習を充実させていく。
- ② 社会との関わり大切さ、必要性を体得するため、2学年時でのトライやる・ウィ

ークを充実させていく。

- ③ 仲間への思いやりや優しさを育むとともに、仲間と同じ目標に向かって取り組む大切さ、すばらしさを体得するため、クラブ活動を推進していく。
- ④ 学校行事の目的を明らかにし、その取り組みの充実を図る。

(3) 生徒会活動の充実

- ① 生徒会活動を中心としたボランティア活動（地域清掃等）や地域行事（地区グランドゴルフ大会、園田カーニバル、立花ふれあいフェスタ等）に参加する。
- ② 生徒会が企画する「絆ウィーク」「いじめ防止キャンペーン」等を実施し、いじめの未然防止に向け、生徒が主体的に推進を図る。

(4) 保護者、地域住民等との連携についての取組

- ① 健全育成協議会の取り組み
- ② オープンスクールの実施
- ③ 生徒指導連絡協議会や地域住民の方との情報交換

(5) 保護者への啓発活動

- ① 教育講演会の開催
- ② ホームページ・学校だより・学年通信・PTA広報誌等を活用した取組

(6) インターネットを通じて行われるいじめの対策の推進

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

具体的な対策

- ① 講演会を開催し、インターネットを安心安全に使用する術について学ぶ。
- ② 技術家庭科の情報通信に関する学習を充実させる。
- ③ 道徳の学習を充実させる。
- ④ 警察と連携し、専門機関との連携を図る。

9 学校におけるいじめの早期発見

(1) 教育相談等の充実

学校は、いじめを早期に発見するため、生徒が相談できる場を設ける。

具体的な対策

- ① 定期的な教育相談（年間3回）時に調査票を作成し実態の把握に努める。
- ② 朝の登校時に生徒の様子を観察し、気になる生徒がいれば担任と連携を図る。
- ③ タイムくんや教育相談アンケートに目を通し、気になる記述に関して早期の聞き取りを図る。

(2) 保護者等との相談体制の確立

学校は、保護者が教職員といじめに関する相談ができる場を設ける。

具体的な対策

- ① 期末懇談会（1・2学期計2回）を実施する。
- ② 家庭訪問等、保護者と連携を図り情報交換を密にする。
- ③ PTAと教職員の教育懇談会（学年別）を実施する。

（3）教職員の資質向上

学校は、教職員に対し、いじめの早期発見に関する研修を計画的に行う。

具体的な対策

- ① いじめの対策に関して、事例等を通して定期的に研修を行う。
- ② いじめを早期に発見するための感性を磨くための自主研修に積極的に参加する。
- ③ スクールカウンセラーを講師とした研修を定期的に行う。

10 学校におけるいじめの事案対処

学校は、生徒等からいじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとる。

- ① 「学校は、生徒や保護者・地域等から通報を受けたとき、速やかに、当該生徒に関するいじめの事実の有無の確認を行い、いじめが確認されたときはその結果を教育委員会に報告する。
- ② 学校は、いじめの事実の確認があった場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、専門的な機関等の協力を得て、いじめを受けた生徒や保護者への支援、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ 学校は、いじめの行為を黙認するなど、周囲にいた生徒に対して、その行為は加害と同じ行動であることを認識させ、適切な指導を行うようにする。
- ④ 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断したときは警察と連携してこれに対処するものとする。

11 いじめの解消

（1）いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
少なくとも3ヶ月をその目安期間とする。教職員は被害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でその行為が止んでいるかどうかの判断を行う。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒やその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

12 重大事態への対処

「重大」とは、次のような事態と捉える。学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、速やかに教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い対応する。

- ① いじめにより、本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じ疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより、本校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

このような事態に対処し、教育委員会の協力を得ながら校長をはじめとする組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行う。

学校は、調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

また、学校は、調査を行う場合において、調査及び情報提供について必要な指導及び支援を教育委員会から得るようにする。

12 その他

この基本方針は、必要に応じ、保護者や地域住民等と協議しながら毎年見直し等の検討を行っていくものとする。

以 上